平成２５年（フ）第１６９号
埼玉県上尾市大字上150番地３　パセットワン上尾101
債務者　甲　誠二郎
１　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月23日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第５０号
埼玉県川越市岸町１丁目48番地10　サントーク103号室
債務者　秋葉　　豊
１　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月23日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第７８号
埼玉県鶴ヶ島市脚折町２丁目14番４号　リヴェール高沢Ｂ―101号
債務者　宮田　敏男
１　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月23日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１１号
岩手県北上市大堤西２丁目５番５号　レイクサイド千田１―102号、前住所岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根北荒巻23　アミティ金ヶ崎Ｂ126
債務者　佐々木　敬
１　決定年月日時　平成25年３月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで盛岡地方裁判所花巻支部

平成２５年（フ）第８号
さいたま市北区宮原町２丁目67番地４　ソフィア大宮宮原403
債務者　西井　汐子
１　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月24日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４６号
埼玉県鴻巣市上谷1892番地５
債務者　島貫　博明
１　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月24日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第６６号
埼玉県川口市大字安行西立野283番地の２共栄マンション201号
債務者　今井　剛史
１　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月24日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１１７号
埼玉県久喜市青葉１丁目１番14―202号
債務者　鈴木　和江
１　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月24日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１３１号
さいたま市大宮区大成町３丁目506番地　森田ビル201
債務者　田村　光章
１　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月24日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１６３号
埼玉県上尾市西宮下４丁目430番地３
債務者　櫻庭　　保
１　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月24日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第８０１号
埼玉県川越市的場北２丁目13番地７　第１島村荘208号室、前住所埼玉県川越市大字寺尾922番地10
債務者　高橋　　晃
１　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月24日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第８７１号
埼玉県坂戸市柳町９番46―９号
債務者　高山　幸紀
１　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月24日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第４３号
埼玉県狭山市大字水野304番地の19
債務者　村田　里沙（旧姓大田）
１　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月24日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第６０号
埼玉県川越市三光町33番地３　川越フラワーホーム103号室
債務者　熊田　繁夫
１　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月24日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第６３号
愛知県西尾市一色町治明屋敷272番地１
債務者　中川　和子
１　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第７１号
愛知県豊田市栄町６丁目５番地８　ルグラン栄202号
債務者　大内　正志
１　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第９１号
熊本市西区八島２丁目８番４―504号
債務者　緒方　広光
１　決定年月日時　平成25年２月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで熊本地方裁判所民事第１部破産再生係